

# 町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する 就労準備支援事業業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2023年7月19日公表

## 1 事業の経緯、契約の目的

本事業は生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）に基づき、同法に規定されている就労準備支援事業を実施するものである。

「基本的な生活習慣に課題がある」「社会との関わりに不安がある」「意欲があるものの就労に結びついていない」といった就労や自立が困難な、生活保護受給者及び生活困窮者、将来的に生活が困難となる恐れのある者等に対して、就労準備支援事業による継続的かつ一貫した支援を適切に実施することにより、一般就労が可能な状態とすることを目的とする。

## 2 契約の概要

|                  |   |
|------------------|---|
| 契約件名             | 町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する<br>就労準備支援事業業務委託  |
| 契約期間<br>(業務実施期間) | 契約締結日 ～ 2026年9月30日<br>(2023年10月1日 ～ 2026年9月30日)   |
| 履行場所             | 東京都町田市内及びその周辺   |
| 委託する業務           | 町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業<br>業務委託仕様書のとおり。  |
| 契約約款             | 町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。   |
| 契約保証金            | 契約保証金の納付は免除する。  |
| 契約代金の支払方法        | 毎月の検査完了後、適正な支払請求を受けた日から30日以内に<br>支払う。   |
| 契約目途額<br>(予定価格)  | 契約金額の上限は84,569,760円(税込)とする。<br>ただし、各年度の上限は以下のとおりとする。<br>2023年度：14,094,960円(税込)<br>2024年度：28,189,920円(税込)<br>2025年度：28,189,920円(税込)<br>2026年度：14,094,960円(税込)<br>なお、消費税率は10%とする。 |

## 3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

#### 4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者としてします。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 契約主体となる法人及び協力事務所が経営不振の状態（会社更生法第 17 条に基づき更生手続開始の申立てをした、又はされたとき、民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申立てをした、又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (4) 契約主体となる法人及び協力事務所が直近営業年度の法人税、法人事業税（地方法人特別税含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実施経験が 3 年以上あること。加えて、1 つの委託契約（1 自治体）の 1 年間の支援者数が 50 名以上となった年があること。
- (6) 業務責任者 1 名及び「社会福祉士」「精神保健福祉士」「キャリアコンサルタント」「産業カウンセラー」等の資格（利用者の相談・アウトリーチ支援を円滑に行える者）を有し、厚生労働省が実施する養成研修を修了した者を 1 名以上配置できること。

#### 5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

| 項番   | 手続き等                                  | 期限等               |
|------|---------------------------------------|-------------------|
| (1)  | 案件公表                                  | 2023年7月19日（水）     |
| (2)  | 資料配付                                  | 2023年7月19日（水）     |
| (3)  | 参加申請書の提出                              | 2023年7月27日（木）正午まで |
| (4)  | 参加申請審査結果、プレゼンテーション・ヒアリング審査時間等の通知（メール） | 2023年7月27日（木）     |
| (5)  | 質疑の提出                                 | 2023年8月 2日（水）正午まで |
| (6)  | 質疑の回答                                 | 2023年8月 4日（金）     |
| (7)  | 提出書類の受付                               | 2023年8月15日（火）正午まで |
| (8)  | プレゼンテーション・ヒアリング審査実施                   | 2023年8月24日（木）指定時間 |
| (9)  | 評価、採点                                 | 2023年8月24日（木）     |
| (10) | 結果通知、結果公表                             | 2023年8月28日（月）     |
| (11) | 契約内容の調整、仕様書の決定                        | 2023年9月上旬         |
| (12) | 見積書の提出                                | 2023年9月上旬         |
| (13) | 契約書の調印                                | 2023年9月上旬         |

## 6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

### (1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

### (2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 業務委託仕様書
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ 参加申請書
- ⑤ 質疑書
- ⑥ 提案書
- ⑦ 企画書
- ⑧ 業務実績書（項目4－（5）について記載してください。）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ「<http://www.city.machida.tokyo.jp>」

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

### (3) 参加申請書の提出

事業者は、このプロポーザルに参加する場合、「参加申請書」に明記して、2023年7月27日（木）正午までに、地域福祉部生活援護課（就労準備支援事業担当）に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。なお、事業者グループにより参加者を希望する場合は、代表事業者の情報を記載してください。提出部数は1部とします。

### (4) 参加申請審査結果、プレゼンテーション・ヒアリング審査時間等の通知（メール）

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」をメールで送付します。

また、プロポーザルへの参加が可となった事業者には、「プレゼンテーション・ヒアリング審査開催通知書」を送付し、日時と会場を指定します。

### (5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」のメールアドレスへ送付してください。

メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：案件番号質疑+参加業者名+送信年月日

例：△△△質疑株式会社▲▲▲230801

（案件番号△△△の場合で、株式会社▲▲▲が2023年8月1日に質疑書を送信した場合）

### (6) 質疑の回答

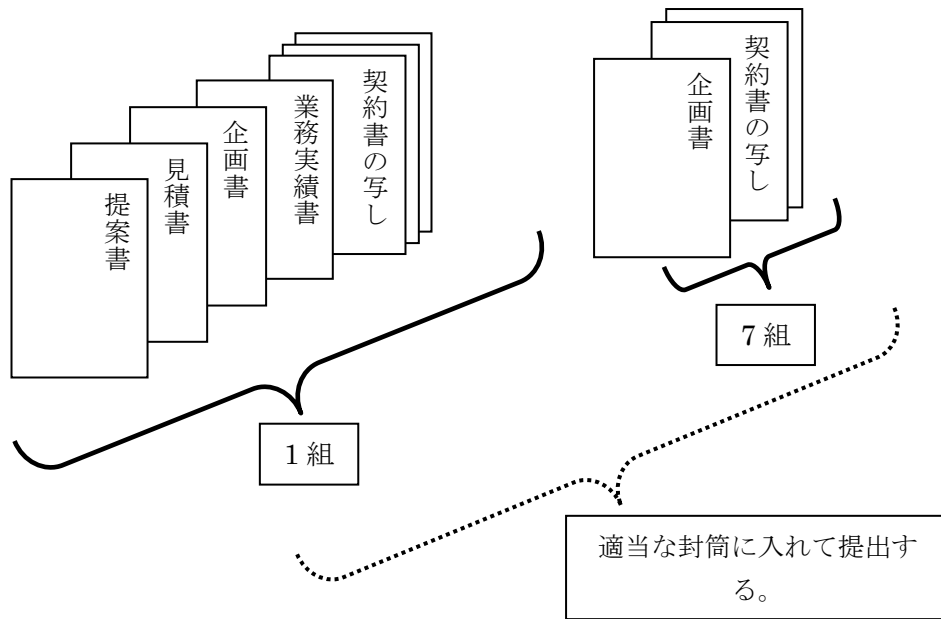
提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、「質疑回答書」を町田市ホームページで公表します。

### (7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2023年8月15日（火）正午までに、地域福祉部生活援護課（就労準備支援事業担当）に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

| 提出書類の作成にあたっての注意事項   |   |
|---|---|
| <p><b>【共通事項】</b><br/> 特に関指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。<br/> 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。<br/> 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。</p> |   |
| 書類等の名称、様式   | 記述内容、提出部数等  |
| 提案書<br>＜指定様式＞   | 必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。<br>提出部数は1部です。   |
| 見積書<br>＜様式自由＞   | 様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。また、内訳書には各年度の見積金額を記載してください。<br>見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。<br>ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。   |
| 企画書<br>＜様式自由＞   | 以下の項目について記載してください。<br>① 業務実施方針<br>② 支援の考え方、支援対象者への関わり方<br>③ 支援スキーム、メニュー<br>④ アウトリーチ支援への取り組み方<br>⑤ 生活保護CW、生活困窮自立相談支援員との連携体制について<br>⑥ 関係機関（内部・外部問わず）との連携体制について<br>⑦ 業務処理に関するノウハウの共有化について<br>⑧ 苦情およびトラブル対応について<br>⑨ 効率的・効果的な業務執行のための独自提案について<br>⑩ 優れた業務従事者を確保、育成するための方策<br>⑪ 業務従事者への事前教育及び教育体制<br>⑫ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する取り組み<br>⑬ 業務実施体制の人員配置図<br>ページ数は全体で20ページ以内。提出部数は8部です。 |
| 業務実績書<br>＜指定様式＞   | 法人として、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実績を、指定様式に契約の概要を記載してください。<br>また、1つの委託契約（1自治体）の1年間の支援者数が50名以上となった年があることが確認できるよう記載してください。<br>記載可能な実績期間は2013年4月1日～2023年7月30日の間とし、契約中または完了した契約に限ります。<br>ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。  |
| 契約書の写し  | 業務実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。<br>件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。<br>提出部数は、契約案件ごとに1部です。   |

【書類の綴り方】



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行いません。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

|     |  |
|-----|--|
| 日時  | 2023年8月24日(木) 指定時間<br>集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。   |
| 会場  | 町田市市庁舎3階 3-1会議室  |
| 内容  | 始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。<br>パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。<br>次に、評価委員から質問しますので、簡潔に1分以内で回答してください。質疑時間は約15分間とします。 |
| 説明員 | 原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。<br>会場に入室できるのは、2名以内とします。<br>入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。 |

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

| 評価項目          | 配点   |
|---------------|------|
| (1) 実績        | 10点  |
| (2) 企画力       | 25点  |
| (3) プレゼンテーション | 5点   |
| (4) 業務実施体制    | 10点  |
| (5) 情報管理      | 15点  |
| (6) 制度理解度     | 15点  |
| (7) 意欲        | 15点  |
| (8) 柔軟性       | 15点  |
| (9) 金額        | 10点  |
| 合計            | 120点 |

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、企画力の最高得点を取得した者を契約候補者に特定します。なお、企画力の最高得点を取得した者が2者以上あり、見積金額が同価であった場合は、くじ引きとします。

また、最低点を70点とし、これを上回るプロポーザル参加者がいないときには契約候補者を特定しません。

#### (10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

#### (11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と地域福祉部生活援護課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

#### (12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

#### (13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

### 7 その他留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

(3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。

(4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。

(6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。

(7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

(8) 提出された書類は一切返却いたしません。

#### 8 本案件に係る問い合わせ先

町田市地域福祉部生活援護課相談係（就労準備支援事業担当）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-4013

e-mail：mcity6330@city.machida.tokyo.jp